

「雇用調整助成金」に代わる「産業雇用安定助成金」をご存じですか？

どちらも雇用の維持を目的としたものですが、
雇用調整助成金・・・コロナ禍などで雇用調整(休業)した場合の人件費の休業補償
産業雇用安定助成金・・・コロナ禍などで一時的に他社で仕事(在籍出向)をする場合に、
求職企業・求人企業共に補助する助成金 、、、、となります。

平たく言うと、
仕事は無いが、解雇を防止するために企業に支払われる休業補償か、
今の会社に在籍のままで、労働力を求めている他の企業に働きに出ることが、双方の雇用を安定させているとして支払われる助成金かの違いになります。

ご存じの通り、雇用調整助成金は財源が不足して、基本的には延長するたびに減額になって
います。(2022年3～6月は原則上限9,000円、助成率9/10)
一方の産業雇用安定助成金は上限が12,000円、助成率9/10で、富山県も関連補助金を立
てて、1/10支給を用意しております。(企業規模などによる諸条件の違いは資料参照)

またこれまでは独立性が認められない、いわゆるグループ企業間の出向は対象外でしたが、
改正により2021年8月以降のグループ出向もコロナ要因によるものであれば対象になりました。
これはグループ企業体を持つ事業者にとっては朗報となる可能性もあります。

本助成金の詳しい情報の窓口は、富山労働局・各ハローワークとなります。
出向元・出向先などの情報は、産業雇用安定センター富山事務所、または富山県人材活躍推
進センターで対応しております。
まずはお気軽にお問い合わせすることからお勧めいたします。

- ・富山労働局 助成金センター Tel. 076-432-9162
- ・ハローワーク (各センターの窓口へお問い合わせ下さい)
- ・産業雇用安定センター富山事務所 Tel. 076-442-6900
- ・富山県人材活躍推進センター Tel.076-411-9169

長期化するコロナの影響から、企業の人事戦略も「耐える期間」から「協業する期間」へと
変わりつつあり、労働力をシェアすることで経済の活性化をはかる時かもしれません。
産業雇用安定助成金を活用して、労働力の維持・確保をご検討されませんか？